



事 務 連 絡
平成28年10月31日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発1031第4号
平成28年10月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」（平成28年3月4日保医発0304第10号）の一部を以下のとおり改正し、平成28年11月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 IIの178の(3)を次のように改める。
 - (3) 吸収性高分子材料による二重構造を有するものであること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別表) Ⅰ (略) Ⅱ 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～177 (略) 178 神経再生誘導材 定義 次のいずれにも該当すること。 (1) ～ (2) (略) (3) <u>吸収性高分子材料</u> による二重構造を有するものであること。 179～189 (略) Ⅲ～Ⅶ (略)	(別表) Ⅰ (略) Ⅱ 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～177 (略) 178 神経再生誘導材 定義 次のいずれにも該当すること。 (1) ～ (2) (略) (3) <u>吸収性合成高分子材料</u> との二重構造を有するものであること。 179～189 (略) Ⅲ～Ⅶ (略)